

施策分野別の脆弱性評価結果

1 個別施策分野

(1) 行政機能	
(災害対応の体制整備)	青字は再掲頁▶【別紙1】P.4【別紙2】P.13
<p>○ 令和元年東日本台風による災害は、過去の災害をはるかに超える規模であったことに加え、従前に計画していたマニュアルや訓練等により構築していた人員体制や手法では、次々に寄せられる地域住民等からの救助・救援要請等に十分対応できない事態となりました。加えて、各種災害対応業務の増大とともにマニュアル等に規定のない業務が発生するなど、災害対応は困難を極めました。</p> <p>○ 大規模災害から町民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対して可能な限り備える必要があるとともに、災害対策本部の体制強化や様々な事態に柔軟に対応できる体制の維持確保が必要です。</p>	
(関係機関との連携)	【別紙1】P.2【別紙2】P.11
<p>○ 大規模地震が発生した場合には、その業務量の増加に伴う時間的制約等により、町のみで災害応急対策を実施することが困難となる場合があることから、迅速かつ的確な災害対策を実施するに当たって、被災していない地域の関係機関等の協力が必要です。</p> <p>○ 令和元年東日本台風や東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害の発生時においても、行政、防災関係機関が迅速、的確に対応できる体制の整備が必要です。</p>	
(行政機能の業務継続性確保)	【別紙1】P.6
<p>○ 大規模自然災害が発生した場合、早期の業務継続を図るための非常時に優先すべき業務を関係者が共有する必要があるため、業務継続計画（BCP）を、早期に作成するほか、定期的な見直しや訓練を継続して行い、実効性を高めていくことが必要です。</p>	
(情報通信体制の整備)	【別紙1】P.7
<p>○ 携帯電話の利用が見込まれる地域における不感は概ね解消されていますが、基地局バッテリーの長時間化、自家発電設備の設置や非常用発電機による電源の確保、移動型無線局による通信回線の確保などにより、災害に強い通信インフラの再構築が求められます。</p>	
(再生可能エネルギーの導入促進)	【別紙1】P.8【別紙2】P.2
<p>○ 令和元年東日本台風災害や東日本大震災の発生時にライフラインが寸断された中での生活を余儀なくされた経験から、再生可能エネルギーの有効活用が必要です。</p> <p>○ 災害時における実効性の高いエネルギー確保の取組を行うため、電力会社と電力設備災害復旧に関する協定を締結するなど、災害時における電気やガスの復旧・供給に関する協定を活用するとともに、ライフライン寸断による災害対応活動や住民</p>	

生活に及ぼす影響の軽減に向け、県や関連業界団体等と連携したエネルギー供給体制の構築が必要です。

(迅速な復旧・復興のための準備)

【別紙 1】 P. 12

- 大規模自然災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組や手順等を平時から確認し、災害からの復旧復興施策や発災時に被災者支援の取組を円滑に行えるようにしておくことが必要です。

(2) 住宅・都市

(住宅・建築物の耐震化)

【別紙 1】 P. 1 【別紙 2】 P. 8, 10

- 東日本大震災では、全壊 1 戸、半壊 38 戸などの被害が生じました。その後、再建が進み、耐震化率は上昇していますが、未だに旧耐震基準で建築された住宅、特に木造戸建て住宅は多数存在しています。町では、住宅の所有者に耐震診断の必要性を伝えていますが、耐震改修工事費用の調達が難しいなどの理由により改修計画が具現化されていません。（現行の町耐震化計画の木造戸建て住宅の耐震化率は 56%）

また、令和元年東日本台風では、全壊 101 戸、大規模半壊 205 戸などの被害が生じ、安心して暮らすことのできる住まいの再建が急務となっています。

- 住宅の耐震化については、丸森町耐震改修促進計画において、令和 2 年度までの耐震化率 95%以上を目標に掲げ、耐震改修等の補助を行っています。地震による住宅の倒壊災害を未然に防止し、町民の安全を確保するため、効果的な普及啓発を図るとともに、国、県の支援制度も活用しながら、更なる耐震化の促進が必要です。

(再生可能エネルギーの導入促進) (再掲)

【別紙 1】 P. 8 【別紙 2】 P. 1

- 令和元年東日本台風災害や東日本大震災の発生時にライフラインが寸断された中での生活を余儀なくされた経験から、再生可能エネルギーの有効活用が必要です。
- 災害時における実効性の高いエネルギー確保の取組を行うため、電力会社と電力設備災害復旧に関する協定を締結するなど、災害時における電気やガスの復旧・供給に関する協定を活用するとともに、ライフライン寸断による災害対応活動や住民生活に及ぼす影響の軽減に向け、県や関連業界団体等と連携したエネルギー供給体制の構築が必要です。

(住宅対策)

【別紙 1】 P. 12 【別紙 2】 P. 10

- 令和元年東日本台風では、応急仮設住宅の用地は概ね順調に確保でき、6 か所、208 戸を整備しましたが、一部の町民は町外のみなし仮設住宅への入居を選択しており、これが、被災者の町外流出につながる懸念されることから、災害が発生した場合は全整備戸数分を町内で確保し、早急に整備できるよう計画していくことが必要です。
- 町営住宅は、令和元年東日本台風を契機として整備する災害公営住宅と発災前に整備された既存町営住宅があり、このうち、台風による被害が甚大であった既存町

営住宅は、建替えるとともに、軽微なものは修繕を加えるなど、被害の程度に合わせた対応が必要です。また、既存、新規を問わず町営住宅は、長期間にわたり使用するため、日常的な修繕を行う際に現状を把握しながら、長寿命化計画に反映し、的確な時期に修繕等実施できるよう進めることが必要です。

(3) 保健・医療・福祉

(保健・医療)

【別紙 1】 P.5

- 災害時には医療救護活動と保健衛生活動を連動させる効果的なシステムが重要であり、県の保健所をはじめ県内外の自治体との間で地域の実情に合った連携体制を構築することが求められます。
- 児童生徒に対する心のケアは喫緊の課題であり、小中学校へのスクールカウンセラーの配置・派遣、スクールソーシャルワーカーの活用、教員等を対象とした研修会の実施等により児童生徒の心のケアに対応していますが、スクールカウンセラー等の専門的な人材の確保が課題となっています。
- 災害等の不測の事態に備え、現在医療資器材は3日分程度の備蓄を確保していますが、今後も継続して備蓄品の維持・管理の徹底が必要です。
- 医師の招へいは、県や大学との連携協力によって今後も進める必要があり、看護師不足対策では、看護職員の養成、定着・復職の支援、勤務環境の改善などの効果的な継続と財源措置を今後も求めていくことが必要です。
- 業務継続計画（BCP）や災害対応マニュアル等を策定するとともに、病院内での災害訓練などを通じて内容について検証し、見直すことが重要となります。
- 医療従事者の医療業務を支える事務職員の不足により、機動力・病院機能の回復力等の低下が生じています。
- DMAT（災害派遣医療チーム）について、災害時に円滑に活動ができるよう、県や関係病院、防災関係機関との平時からの連携及び、活動の拠点となる会議室等の確保が必要です。

(福祉)

【別紙 1】 P.12

- 災害時には、特別養護老人ホーム等の施設入居者は避難行動が困難になることが想定されるため、避難場所となる施設の確保や避難経路の確認など事前の準備が重要となります。
- 視覚や聴覚等の身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者など情報伝達や具体の避難行動が困難な方に対しては、個々の障がいに応じた対応が必要です。

(衛生対策)

【別紙 1】 P.5 【別紙 2】 P.4, 13

- 消毒薬、防護服などの衛生用品及び消毒をするための噴霧器を整備していないため、今後、整備が必要です。
- ねずみ族・害虫等を駆除するための防疫用薬剤、機材等を十分に確保していないことから、疫病・感染症等の発生・まん延を防ぐため、保管庫を含めて整備が必要です。

- 大規模な自然災害等が発生すると、被災地には避難所が開設され、多くの避難者が長期間集団で不便な生活をするようになります。被災地に開設される避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力が低下するなどの悪条件により、感染症に罹患するリスクや感染症がまん延するリスクが自宅等での生活の時よりも高くなります。
- 大規模な自然災害等により上下水道が被災した際は、日常的に使用するトイレが利用できなくなるため、仮設トイレを設置する等の対策が必要です。
- 避難場所や避難所など人の密集する可能性が高い状況下でも、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症への対策を講じ、集団感染を予防することが大変重要であり、受援側、支援側の双方での対応が必要です。

(復旧・復興を担う人材の確保)

【別紙 1】 P. 11

- 災害発生時においては、高齢者、障がい者等の要配慮者に対する支援を適切かつ円滑に行うことが必要です。
- 令和元年東日本台風の経験を踏まえ、災害時の医療救護活動、公衆衛生活動、被災者の心のケアなどのガイドラインやマニュアルの策定及び見直し、研修や訓練の実施、関係団体との協定締結など平時からの体制整備が必要です。
- 災害発生時に、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう、関係団体と連携してボランティアコーディネーターの養成、ボランティアの受け入れ拠点の整備等が必要です。

(4) 環境

(衛生対策) (再掲)

【別紙 1】 P. 5 【別紙 2】 P. 3, 13

- 消毒薬、防護服などの衛生用品及び消毒をするための噴霧器を整備していないため、今後、整備が必要です。
- ねずみ族・害虫等を駆除するための防疫用薬剤、機材等を十分に確保していないことから、疫病・感染症等の発生・まん延を防ぐため、保管庫を含めて整備が必要です。
- 大規模な自然災害等が発生すると、被災地には避難所が開設され、多くの避難者が長期間集団で不便な生活をするようになります。被災地に開設される避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力が低下するなどの悪条件により、感染症に罹患するリスクや感染症がまん延するリスクが自宅等での生活の時よりも高くなります。
- 大規模な自然災害等により上下水道が被災した際は、日常的に使用するトイレが利用できなくなるため、仮設トイレを設置する等の対策が必要です。
- 避難場所や避難所など人の密集する可能性が高い状況下でも、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症への対策を講じ、集団感染を予防することが大変重要であり、受援側、支援側の双方での対応が必要です。

(下水道等の整備)

【別紙 1】 P. 8 【別紙 2】 P. 9

- 下水道施設が災害時に運転停止した際には、汚水処理事業者の所有するバキューム車を手配し対応しています。
- 災害時に応急復旧ができるよう、民間事業者との災害支援協定の締結が必要です。
- 老朽化施設については、ストックマネジメント計画の中で、修繕・更新等により、長寿命化が必要です。
- 農業集落排水処理施設については、令和元年東日本台風により2か所が被災しましたが、災害復旧事業により復旧しています。

(有害物質対策)

【別紙 1】 P. 10

- 運搬する上で規制を受ける毒物・劇物（23種類）に関し、毒物・劇物製造業者、毒物・劇物販売業者、法的に届出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者の容量1立方メートル以上の貯蔵設備（タンク等）を有する施設を把握し、災害時に毒物・劇物が散乱しないように平時から対策が必要です。

(災害廃棄物等への対応)

【別紙 1】 P. 10 【別紙 2】 P. 15

- 災害時の円滑かつ迅速な廃棄物の適正処理を行うためには、平時からごみの分別等の環境配慮行動の推進や、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うための災害廃棄物処理計画の策定及び継続的見直し等が必要です。
- 建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うため、平時の備え及び発災直後からの必要事項がまとめられた災害廃棄物対策指針に基づき、計画的な処理を行える体制の構築が必要です。
- 大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定され、迅速な復旧・復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの事前の確保が必要です。
- 大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、平常時の廃棄物処理体制では処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、国、県等の関係機関との連携及び周辺だけにとどまらない地方公共団体間の相互支援体制の構築等により、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制の整備が必要です。

(5) 産業**(産業施設の防災対策)**

【別紙 1】 P. 7 【別紙 2】 P. 9

- 令和元年東日本台風災害は、過去の災害をはるかに超える規模であり、町内の事業所では浸水被害によって、その後の事業運営に深刻な影響が生じたことから、災害による被害を最小限とし、円滑に事業を継続していくことのできる体制の整備が必要です。
- 町の重要な産業施設の中には、石油等の危険物貯蔵所などがあり、災害時には破損、火災等により、危険物の流出や爆発等の事態が考えられるほか、施設の

老朽化に伴う事故の増加が懸念されることから、関係機関との協議や対策が必要です。

(農業基盤の保全)

【別紙 1】 P. 8, 10 【別紙 2】 P. 7

- 令和元年東日本台風の被害により、農産物の安定供給への影響や国土保全機能の低下、高齢化による集落機能の低下に伴う生産資源及び自然環境保全に向けた共同活動の困難化、イノシシやサルなどの野生生物による農作物被害、耕作放棄地に伴う生態系への影響など、様々な変化が顕在化してきています。
- 老朽化した農地防災施設や農業水利施設については、限られた予算の中で、修繕・更新等による長寿命化が必要です。

(治山・河川管理)

【別紙 1】 P. 9 【別紙 2】 P. 7, 14

- 河川管理施設については、令和元年東日本台風により状況が一変し、特に、県が管理する河川の治水安全度が著しく低下しています。上流域も含めた上下流域一体となった総合的な治水対策が必要であり、沿岸域における災害復旧事業による浸水対策等を前提として、多発する局所的な集中豪雨に対する町内河川の効率的かつ効果的なハード対策・ソフト対策が必要です。
- 令和元年東日本台風で破堤しなかった阿武隈川についても、今後の地球温暖化に伴う気候変動等による浸水リスクが高まることが見込まれることから、最悪の被害想定に基づき、命を守ることを最優先として住民の避難を軸に、土地利用、避難施設の整備などハード対策・ソフト対策を総動員する「多重防御」の考え方で減災が必要です。
- 大規模地震や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等により、農業水利施設の災害発生リスクの高まりが懸念されます。また、既存施設の耐震性や能力の不足等により、被災の可能性がある農業用ため池や排水機場、排水路等は、災害を未然に防止するほか、万が一被災しても、早急な機能回復が必要です。

(農地・森林等の荒廃対策)

【別紙 1】 P. 10 【別紙 2】 P. 8

- 森林所有者の森林経営意欲の低下や林業就業者の減少と高齢化の進展に対応するため、町民や企業等による多様な森林の整備・保全活動を促進させ、新規林業就業者の確保と育成を図り、自ら管理・経営できない森林所有者から森林整備を担う森林経営管理制度の推進が必要です。
- 森林の持つ水源涵養、土砂流出防止等の公益的機能を高め、山地に起因する被害発生を防ぐため、森林及び治山施設の整備の推進が必要です。

(6) 交通・物流

(帰宅困難者対策)

【別紙 1】 P. 4 【別紙 2】 P. 13

- 災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されることから、企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの帰宅困難者対策が必要です。

- 帰宅困難者が避難することが予想される指定避難所や公共施設については、避難の受入対策として食料や物資等の備蓄が必要です。
- 企業等は、帰宅困難者用の一時滞在施設の確保や開設基準等のルール化を図るとともに、帰宅困難者の移動支援対策について検討が必要です。

（交通基盤の維持等）

【別紙 1】 P. 7, 9

- 持続可能な公共交通を維持するには、まちの機能をコンパクト化するほか、公共交通ネットワークを再構築するなど、まちづくりと交通施策の連携が必要です。
- 高齢化等により自動車を利用できない世帯の増加が予想されることから、公共交通のあり方について検討が必要です。

（7）町土保全

（河川防災施設等の整備）

【別紙 1】 P. 3 【別紙 2】 P. 12

- 河川や内水による浸水被害から町民の生命、財産を守るため、水害や地震によって被害を受けた河川管理施設の復旧活動ならびに水防活動の拠点等を目的とする河川防災施設の整備が必要です。

（農業基盤の保全）（再掲）

【別紙 1】 P. 8, 10 【別紙 2】 P. 6

- 令和元年東日本台風の影響により、農産物の安定供給への影響や国土保全機能の低下、高齢化による集落機能の低下に伴う生産資源及び自然環境保全に向けた共同活動の困難化、イノシシやサルなどの野生生物による農作物被害、耕作放棄地に伴う生態系への影響など、様々な変化が顕在化してきています。
- 老朽化した農地防災施設や農業水利施設については、限られた予算の中で、修繕・更新等による長寿命化が必要です。

（治山・河川管理）（再掲）

【別紙 1】 P. 9 【別紙 2】 P. 6, 14

- 河川管理施設については、令和元年東日本台風により状況が一変し、特に、県が管理する河川の治水安全度が著しく低下しています。上流域も含めた上下流域一体となった総合的な治水対策が必要であり、沿岸域における災害復旧事業による浸水対策等を前提として、多発する局所的な集中豪雨に対する町内河川の効率的かつ効果的なハード対策・ソフト対策が必要です。
- 令和元年東日本台風で破堤しなかった阿武隈川についても、今後の地球温暖化に伴う気候変動等による浸水リスクが高まることが見込まれることから、最悪の被害想定に基づき、命を守ることを最優先として住民の避難を軸に、土地利用、避難施設の整備などハード対策・ソフト対策を総動員する「多重防御」の考え方で減災が必要です。
- 大規模地震や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等により、農業水利施設の災害発生リスクの高まりが懸念されます。また、既存施設の耐震性や能力の不足等により、被災の可能性がある農業用ため池や排水機場、排水路等は、災害を未然に防止するほか、万が一被災しても、早急な機能回復が必要です。

(8) 土地利用**(防災拠点の機能確保)**

【別紙 1】 P. 2, 6

- 災害対応の主要拠点となる庁舎については、雨水ポンプ施設の増強等による内水対策や治水対策を実施し、被害を抑制することにより、防災拠点としての機能の確保が必要です。
- 大規模災害に備え、庁舎の防災機能を代替できる拠点及び消防や警察、自衛隊等の町外からの広域的な応援や様々な支援物資の受け入れなどの調整業務を担う後方支援拠点等の整備について検討が必要です。

(農地・森林等の荒廃対策) (再掲)

【別紙 1】 P. 10 【別紙 2】 P. 6

- 森林所有者の森林経営意欲の低下や林業事業者の減少と高齢化の進展に対応するため、町民や企業等による多様な森林の整備・保全活動を促進させ、新規林業事業者の確保と育成を図り、自ら管理・経営できない森林所有者から森林整備を担う森林経営管理制度の推進が必要です。
- 森林の持つ水源涵養、土砂流出防止等の公益的機能を高め、山地に起因する被害発生を防ぐため、森林及び治山施設の整備の推進が必要です。

2 横断的施策分野**(1) 老朽化対策****(住宅・建築物の耐震化) (再掲)**

【別紙 1】 P. 1 【別紙 2】 P. 2, 10

- 東日本大震災では、全壊 1 戸、半壊 38 戸などの被害が生じました。その後、再建が進み、耐震化率は上昇していますが、未だに旧耐震基準で建築された住宅、特に木造戸建て住宅は多数存在しています。町では、住宅の所有者に耐震診断の必要性を伝えていますが、耐震改修工事費用の調達が難しいなどの理由により改修計画が具現化されていません。(現行の町耐震化計画の木造戸建て住宅の耐震化率は 56%)

また、令和元年東日本台風では、全壊 101 戸、大規模半壊 205 戸などの被害が生じ、安心して暮らすことのできる住まいの再建が急務となっています。

- 住宅の耐震化については、丸森町耐震改修促進計画において、令和 2 年度までの耐震化率 95%以上を目標に掲げ、耐震改修等の補助を行っています。地震による住宅の倒壊災害を未然に防止し、町民の安全を確保するため、効果的な普及啓発を図るとともに、国、県の支援制度も活用しながら、更なる耐震化の促進が必要です。

(多数の者が利用する建築物の耐震化等)

【別紙 1】 P. 1 【別紙 2】 P. 10

- 町有の防災上重要な建築物の耐震化率は 69%であり、民間において多数の者が利用する建築物の耐震化率は 75%となっています。
- 旧耐震基準で建築された多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物は、耐震診断により安全性を確認する重要性を全ての所有者が理解しているとまではいえません。

- 多数が利用する民間大規模建築物については、災害時に大規模な被害が想定されることから、耐震改修促進法では要緊急安全確認大規模建築物としています。今後も国、県の支援制度を活用しながら、更なる耐震化の促進が必要です。

(学校の室内安全対策)

【別紙 1】 P. 1 【別紙 2】 P. 11

- 町立小中学校の耐震化率は 100%を達成しており、学校の室内安全対策（日常点検、定期点検など）についても確実に実施されています。しかしながら、想定を超える自然災害による被害を軽減し、児童生徒の学習・生活の場である学校施設をより安全安心なものにするため、学校の老朽化対策や学校設備の計画的な更新が必要です。

(産業施設の防災対策) (再掲)

【別紙 1】 P. 7 【別紙 2】 P. 5

- 令和元年東日本台風災害は、過去の災害をはるかに超える規模であり、町内の事業所では浸水被害によって、その後の事業運営に深刻な影響が生じたことから、災害による被害を最小限とし、円滑に事業を継続していくことのできる体制の整備が必要です。
- 町の重要な産業施設の中には、石油等の危険物貯蔵所などがあり、災害時には破損、火災等により、危険物の流出や爆発等の事態が考えられるほか、施設の老朽化に伴う事故の増加が懸念されることから、関係機関との協議や対策が必要です。

(上下水道の耐震化等)

【別紙 1】 P. 8 【別紙 2】 P. 14

- 令和元年東日本台風では、3つの浄水場において取水施設等に被害を受けました。現在、取水施設の復旧は完了しましたが、今後の被災リスクに備えた対応が必要です。
- 応急復旧・給水車等による給水支援は、公益社団法人日本水道協会を通じ、県内外の水道事業者からの応援体制が整備されていますが、令和元年度において、法定耐用年数 40 年を経過している管路率は 0.3%あり、施設についても今後耐用年数の到来とともに大規模な更新時期を迎えるため、老朽化や耐震化に伴う更新を計画的に進めることが必要です。

(下水道等の整備) (再掲)

【別紙 1】 P. 8 【別紙 2】 P. 5

- 下水道施設が災害時に運転停止した際には、汚水処理事業者の所有するバキューム車を手配し対応しています。
- 災害時に応急復旧ができるよう、民間事業者との災害支援協定の締結が必要です。
- 老朽化施設については、ストックマネジメント計画の中で、修繕・更新等により、長寿命化が必要です。
- 農業集落排水処理施設については、令和元年東日本台風により 2 か所が被災しましたが、災害復旧事業により復旧しています。

(橋梁の長寿命化)

【別紙 1】 P. 9

- 橋梁長寿命化修繕計画に基づき対象となる全 206 橋梁については、いかに低コストで、安全・安心な施設として管理するのが、直近の課題となっていることから、損傷等を確認してから修繕する「対症療法型維持管理」から、損傷が大きくな

る前に修繕を行う「予防保全型維持管理」に転換し、事故の未然防止やコスト縮減、予算の平準化を実現が必要です。

(住宅対策) (再掲)

【別紙 1】 P. 12 【別紙 2】 P. 2

- 令和元年東日本台風では、応急仮設住宅の用地は概ね順調に確保でき、6か所、208戸を整備しましたが、一部の町民は町外のみなし仮設住宅への入居を選択しており、これが、被災者の町外流出につながる懸念されることから、災害が発生した場合は全整備戸数分を町内で確保し、早急に整備できるよう計画していくことが必要です。
- 町営住宅は、令和元年東日本台風を契機として整備する災害公営住宅と発災前に整備された既存町営住宅があり、このうち、台風による被害が甚大であった既存町営住宅は、建替えるとともに、軽微なものは修繕を加えるなど、被害の程度に合わせた対応が必要です。また、既存、新規を問わず町営住宅は、長期間にわたり使用するため、日常的な修繕を行う際に現状を把握しながら、長寿命化計画に反映し、的確な時期に修繕等実施できるよう進めることが必要です。

(2) 災害対策

(住宅・建築物の耐震化) (再掲)

【別紙 1】 P. 1 【別紙 2】 P. 2, 8

- 東日本大震災では、全壊1戸、半壊38戸などの被害が生じました。その後、再建が進み、耐震化率は上昇していますが、未だに旧耐震基準で建築された住宅、特に木造戸建て住宅は多数存在しています。町では、住宅の所有者に耐震診断の必要性を伝えていますが、耐震改修工事費用の調達が難しいなどの理由により改修計画が具現化されていません。(現行の町耐震化計画の木造戸建て住宅の耐震化率は56%)

また、令和元年東日本台風では、全壊101戸、大規模半壊205戸などの被害が生じ、安心して暮らすことのできる住まいの再建が急務となっています。

- 住宅の耐震化については、丸森町耐震改修促進計画において、令和2年度までの耐震化率95%以上を目標に掲げ、耐震改修等の補助を行っています。地震による住宅の倒壊災害を未然に防止し、町民の安全を確保するため、効果的な普及啓発を図るとともに、国、県の支援制度も活用しながら、更なる耐震化の促進が必要です。

(多数の者が利用する建築物の耐震化等) (再掲)

【別紙 1】 P. 1 【別紙 2】 P. 8

- 町有の防災上重要な建築物の耐震化率は69%であり、民間において多数の者が利用する建築物の耐震化率は75%となっています。
- 旧耐震基準で建築された多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物は、耐震診断により安全性を確認する重要性を全ての所有者が理解しているとまではいえません。
- 多数が利用する民間大規模建築物については、災害時に大規模な被害が想定されることから、耐震改修促進法では要緊急安全確認大規模建築物としています。今後も国、県の支援制度を活用しながら、更なる耐震化の促進が必要です。

(学校の室内安全対策) (再掲)

【別紙 1】 P. 1 【別紙 2】 P. 9

- 町立小中学校の耐震化率は 100%を達成しており、学校の室内安全対策（日常点検、定期点検など）についても確実に実施されています。しかしながら、想定を超える自然災害による被害を軽減し、児童生徒の学習・生活の場である学校施設をより安全安心なものにするため、学校の老朽化対策や学校設備の計画的な更新が必要です。

(防災関係システムの整備・運用)

【別紙 1】 P. 1

- 非常時・災害時における情報伝達の手段として、防災行政無線や各種防災システムを整備・運用しているところですが、今後は、既存のシステムに加え、新たな情報ネットワーク等の整備も視野に入れ、更なる情報伝達の高度化・多様化に対応した、防災・避難体制に万全を期すことが必要です。

(地域住民等に対する通信手段の整備)

【別紙 1】 P. 2

- 町民等に対し、迅速かつ正確な情報伝達が行えるよう、既存のシステムに加え、多様な情報伝達手段の検討・整備が必要です。

(関係機関との連携) (再掲)

【別紙 1】 P. 2 【別紙 2】 P. 1

- 大規模地震が発生した場合には、その業務量の増加に伴う時間的制約等により、町のみで災害応急対策を実施することが困難となる場合があることから、迅速かつ的確な災害対策を実施するに当たって、被災していない地域の関係機関等の協力が必要です。
- 令和元年東日本台風や東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害の発生時においても、行政、防災関係機関が迅速、的確に対応できる体制の整備が必要です。

(減災対策の推進)

【別紙 1】 P. 2

- 大規模災害時においては、行政による応急活動「公助」には限界があるため、町民一人ひとりが防災に対する意識を高め、「自らの命は自らが守る」との観点から、町民、事業者等様々な主体による「自助」「共助」の取組の強化が必要です。

(防災・減災教育の推進)

【別紙 1】 P. 2

- 学校における防災体制の確立については、町立小中学校の安全担当主幹教諭及び防災主任等による防災教育に関する研修会を実施し、その成果を各学校の校内研修に生かしつつ、教職員の災害対応力と防災教育指導力の更なる向上が必要です。
- 令和元年東日本台風等の教訓を踏まえた「学校防災マニュアル」を改訂し、地域の災害特性を考慮した避難訓練を実施するとともに、評価・改善し、児童生徒の安全確保に取り組むことが必要です。
- 防災・減災教育を積極的に推進するため、防災教育副読本の活用や防災マップづくりを通し、児童生徒が地域を知ることにより避難路や避難場所の位置を認識するなど、体験的な防災教育の推進が必要です。
- 学校と地域が一体となった防災体制を構築するため、PTA や地区住民、防災担当部局等の関係機関と連携した取組の更なる充実が必要です。

- 学童保育施設については、民間賃貸施設を含め適切に管理するとともに、運営事業者の救急救命等の研修や防災対策を講じるほか、災害時の避難経路の確認及び児童の安全を守る体制の整備が必要です。

(災害の記録と伝承)

【別紙 1】 P. 2

- 令和元年東日本台風による町民の被災体験や、国内外からの支援に対する感謝を伝えるための取組の内容・実施方法の検討が必要です。

(河川防災施設等の整備) (再掲)

【別紙 1】 P. 3 【別紙 2】 P. 7

- 河川や内水による浸水被害から町民の生命、財産を守るため、水害や地震によって被害を受けた河川管理施設の復旧活動ならびに水防活動の拠点等を目的とする河川防災施設の整備が必要です。

(水害対策)

【別紙 1】 P. 3

- 町では、令和元年東日本台風の影響により、町内各所において河川の越水等による浸水や土砂崩れ、路面流出や法面崩壊が発生するなど、甚大な被害が生じました。今後も地球温暖化に伴う異常気象や台風・大雨の頻度増加により、水害・土砂災害が頻発することが予想されることから、水害等への備えとして、必要に応じたハード対策・ソフト対策に加え、迅速かつ適正な避難行動が行えるよう自助・共助の取組の強化が必要です。

(土砂災害対策)

【別紙 1】 P. 3

- 土砂災害危険個所の調査や定期的な防災パトロール体制を構築するなど、計画避難体制の整備を図るとともに、平常時から土砂災害警戒区域内の住民に対する防災意識の高揚に向けた周知・啓発、早期復旧のための資器材等の確保及び必要時に活用できるよう定期点検する体制の構築が必要です。
- 町内には、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されている土砂災害危険個所が全域に 448 箇所（令和 2 年 4 月 1 日現在）あります。今後も県による警戒区域の追加指定が進められ、それらの区域においては、警戒区域の周知と併せ、住民理解による避難体制の構築等、土砂災害に係る各種対策が必要です。

(雪害対策)

【別紙 1】 P. 3

- 暴風雪や豪雪等に伴う死者の発生を防ぐには、早い段階での適切な対応が重要であるため、気象情報の収集を進めるとともに、平時から、それらの情報の利活用についての取組の推進や、暴風雪や豪雪が予測される際の不要不急の外出を抑制させることが必要です。
- 集中的な大雪に備え、タイムラインや除雪計画を策定し、通行に支障がある箇所を事前に把握した上で集中的な除雪を行うとともに、除雪体制の増強や地域と連携した対策等、ソフト・ハードの両面から体制の整備が必要です。

(災害時の物資調達)

【別紙 1】 P. 4, 6

- 物資の調達については、民間企業や関連団体との災害に関する協定の締結を進め、必要な物資を円滑に調達できる体制の整備が必要です。

(災害時の物流対策)

【別紙 1】 P. 4, 7

- 令和元年東日本台風では、事前に定めてあった物資等の調達が円滑に行えなかったことや全国から集まった救援物資の取り扱いに混乱が生じました。このことから、業務分担を整理するとともに定期的な訓練等を実施し、災害発生に迅速に行動できる体制の整備が必要です。
- 大規模災害時における物資等の緊急輸送は、災害応急対策の中心となるものであり、輸送路と輸送手段が確保され、初めて効率的な緊急輸送が可能となることから、物流対策として、緊急輸送路・輸送体制の整備が必要です。
- 流通機能の一時停止や低下等に備え、緊急時における円滑な物資等の供給が行えるよう、関係機関と連携した物流対策が必要です。

(災害対応の体制整備) (再掲)

【別紙 1】 P. 4 【別紙 2】 P. 1

- 令和元年東日本台風による災害は、過去の災害をはるかに超える規模であったことに加え、従前に計画していたマニュアルや訓練等により構築していた人員体制や手法では、次々に寄せられる地域住民等からの救助・救援要請等に十分対応できない事態となりました。加えて、各種災害対応業務の増大とともにマニュアル等に規定のない業務が発生するなど、災害対応は困難を極めました。
- 大規模災害から町民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対して可能な限り備える必要があるとともに、災害対策本部の体制強化や様々な事態に柔軟に対応できる体制の維持確保が必要です。

(帰宅困難者対策) (再掲)

【別紙 1】 P. 4 【別紙 2】 P. 6

- 災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されることから、企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの帰宅困難者対策が必要です。
- 帰宅困難者が避難することが予想される指定避難所や公共施設については、避難の受入対策として食料や物資等の備蓄が必要です。
- 企業等は、帰宅困難者用の一時滞在施設の確保や開設基準等のルール化を図るとともに、帰宅困難者の移動支援対策について検討が必要です。

(衛生対策) (再掲)

【別紙 1】 P. 5 【別紙 2】 P. 3, 4

- 消毒薬、防護服などの衛生用品及び消毒をするための噴霧器を整備していないため、今後、整備が必要です。
- ねずみ族・害虫等を駆除するための防疫用薬剤、機材等を十分に確保していないことから、疫病・感染症等の発生・まん延を防ぐため、保管庫を含めて整備が必要です。
- 大規模な自然災害等が発生すると、被災地には避難所が開設され、多くの避難者が長期間集団で不便な生活をするようになります。被災地に開設される避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力が低下するなどの悪条件により、感染症に罹患するリスクや感染症がまん延するリスクが自宅等での生活の時よりも高くなります。

- 大規模な自然災害等により上下水道が被災した際は、日常的に使用するトイレが利用できなくなるため、仮設トイレを設置する等の対策が必要です。
- 避難場所や避難所など人の密集する可能性が高い状況下でも、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症への対策を講じ、集団感染を予防することが大変重要であり、受援側、支援側の双方での対応が必要です。

（避難所施設の環境整備）

【別紙 1】 P. 6

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資器材の準備や更新、老朽化対策を含めた改修等が必要です。
- 一般の避難所では、生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所を確保するとともに、その運営体制の整備が必要です。
- 感染症の流行やストレス性の疾患の発生を予防するとともに、災害のトラウマや将来への経済不安等を原因として被災者が健康を害することがないように、行政をはじめとする関係者が連携してケアを行う体制の整備が必要です。
- 被災者の生活環境は、時間の経過とともに変化していくことから、これにより生じる課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心して生活できるよう、日常生活における見守りや相談支援、住民同士の交流の機会等の提供が必要です。

（地区防災計画の普及・啓発）

【別紙 1】 P. 6

- 地区防災計画制度の普及・啓発を図り、住民の自発的な行動計画の策定を促すとともに、学校や職場、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等の推進が必要です。

（上下水道の耐震化等）（再掲）

【別紙 1】 P. 8 【別紙 2】 P. 9

- 令和元年東日本台風では、3つの浄水場において取水施設等に被害を受けました。現在、取水施設の復旧は完了しましたが、今後の被災リスクに備えた対応が必要です。
- 応急復旧・給水車等による給水支援は、公益社団法人日本水道協会を通じ、県内外の水道事業者からの応援体制が整備されていますが、令和元年度において、法定耐用年数40年を経過している管路率は0.3%あり、施設についても今後耐用年数の到来とともに大規模な更新時期を迎えるため、老朽化や耐震化に伴う更新を計画的に進める必要があります。

（生活用水の確保）

【別紙 1】 P. 9

- 大規模災害等の発生により上水道が寸断された場合においても、住民の生活に最低限必要な生活用水の確保が必要です。

（治山・河川管理）（再掲）

【別紙 1】 P. 9 【別紙 2】 P. 6, 7

- 河川管理施設については、令和元年東日本台風により状況が一変し、特に、県が管理する河川の治水安全度が著しく低下しています。上流域も含めた上下流域一体となった総合的な治水対策が必要であり、沿岸域における災害復旧事業による浸水対策等を前提として、多発する局所的な集中豪雨に対する町内河川の効率的かつ効果的なハード対策・ソフト対策が必要です。

- 令和元年東日本台風で破堤しなかった阿武隈川についても、今後の地球温暖化に伴う気候変動等による浸水リスクが高まることが見込まれることから、最悪の被害想定に基づき、命を守ることを最優先として住民の避難を軸に、土地利用、避難施設の整備などハード対策・ソフト対策を総動員する「多重防御」の考え方で減災が必要です。
- 大規模地震や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等により、農業水利施設の災害発生リスクの高まりが懸念されます。また、既存施設の耐震性や能力の不足等により、被災の可能性がある農業用ため池や排水機場、排水路等は、災害を未然に防止するほか、万が一被災しても、早急な機能回復が必要です。

【災害廃棄物等への対応】（再掲）

【別紙 1】 P. 10 【別紙 2】 P. 5

- 災害時の円滑かつ迅速な廃棄物の適正処理を行うためには、平時からごみの分別等の環境配慮行動の推進や、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うための災害廃棄物処理計画の策定及び継続的見直し等が必要です。
- 建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うため、平時の備え及び発災直後からの必要事項がまとめられた災害廃棄物対策指針に基づき、計画的な処理を行える体制の構築が必要です。
- 大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定され、迅速な復旧・復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの事前の確保が必要です。
- 大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、平常時の廃棄物処理体制では処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、国、県等の関係機関との連携及び周辺だけにとどまらない地方公共団体間の相互支援体制の構築等により、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制の整備が必要です。

【自助・共助の取組の推進】

【別紙 1】 P. 11

- 災害発生時の避難所運営では、男女共同参画の視点に配慮が必要です。
- 丸森町協働によるまちづくり基本方針に基づき、地域コミュニティの活性化を図るため、住民自治組織を支援するとともに、リーダーとなる人材の育成や研修の場の提供が必要です。
- これまでの家族内の支え合いによる自助システム機能の弱体化を補うためには、地域による支え合いがますます重要となります。一人暮らしの高齢者は平成 27 年 10 月 1 日現在（国勢調査）で 536 人おり、加齢とともに日常生活を営み健康を維持する上で、何らかの支援を要する割合が高まると考えられることから、地域包括支援センターを中心として、地域で見守る体制づくりの推進が必要です。
- 災害発生時においては、地域住民が安心して生活ができるよう、高齢者、障がい者等の要配慮者に対する支援が適切かつ円滑に行われるとともに、個々の被災者ニーズに応じたきめ細かな支援を行う必要があることから、住民自治組織との連携強化が必要です。

- 家庭内暴力（DV）の増加、高齢者に対する虐待、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加等により、家族や地域における相互扶助機能の低下や地域の連帯感の希薄化が進み、公的な福祉サービスだけでは対応できない場合が増加していることから、地域住民が自らの問題であるという認識を持ち、住民同士で助け合って解決に向かうような仕組みづくりが重要となります。

（被災者支援策）

【別紙 1】 P. 12

- 災害発生時においては、高齢者、障がい者等の要配慮者に対する支援を適切かつ円滑に行うことが必要です。
- 令和元年東日本台風の経験を踏まえ、災害時の医療救護活動、公衆衛生活動、被災者の心のケアなどのガイドラインやマニュアルの策定及び見直し、研修や訓練の実施、関係団体との協定締結など平時からの体制整備が必要です。
- 災害発生時に、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう、関係団体と協働してボランティアコーディネーターの養成、ボランティアの受け入れ拠点の整備等が必要です。